

家庭用品品質表示法に基づく表示の標準「テレビジョン受信機」の改正

平成 22 年 1 月
消費者安全課

1. 家庭用品品質表示法の概要

- ・家庭用品品質表示法（以下「家表法」という。）は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的としている。
- ・家庭用品を指定し、品質に係わる事項を表示の標準として規定。
（例 「上衣」の表示としては「繊維の組成」「家庭洗濯等取扱方法」など）
- ・この表示の標準を遵守するよう、表示者に指示等ができる。
- ・どの家庭用品を対象とするのか、その表示の標準（表示事項及び遵守事項）をどのようにするのかは、商品の高度化や多様化、消費者ニーズ及び使用実態を踏まえ適時見直しを行ってきた。
- ・品目の指定、表示の標準の見直し等するときは、消費者委員会に諮問しなければならない。

2. 改正事項

- (1) 液晶テレビ及びプラズマテレビの年間消費電力量の算定方法を使用実態に即した測定方法に変更する。
- (2) プラズマテレビのフルHD（垂直方向の画素数が 1080 以上であって水平方向の画素数が 1920 以上のもの）とLEDバックライト液晶テレビを対象機種に加える。

3. 今般改正の必要性

- ・テレビジョン受信機は、家表法の電気機械器具品質表示規程（告示）に基づき、以下を表示することになっている。
 - ア) 年間消費電力量
 - イ) 区分名（画素数、機能等で区分されている）
 - ウ) 受信機型サイズ
 - エ) 使用上の注意
 - オ) 表示者名

- ・年間消費電力量の測定・計算方法を改正し、現状に合わせ、これまで静止画（カラーバー等）による測定から、動画映像による消費電力量の測定を採用するとともに、地デジにも対応できるものに変更する必要がある（実際とは異なる消費電力量を表示すれば、消費者が誤った商品選択をする可能性がある）。
- ・新しく普及してきたプラズマテレビのフルHD、LEDバックライト液晶テレビを対象に追加し、新たに定める測定・計算方法に基づいた年間消費電力量を表示すること等により、消費者が正しい情報によって公平な商品を選択できるようにする必要がある。

4. 改正内容

(1) 「年間消費電力量」の算定方法の見直し

- ・年間消費電力量については、動画映像の表示による測定と地デジの普及に対応した「電子番組表データ (EPG) 取得時」の消費電力を勘案したものにする。

(年間消費電力量)

$$= (\text{動作時消費電力から節電機能の効果を引く}) \times (\text{年間基準動作時間}) \\ + (\text{待機時消費電力}) \times (\text{年間基準待機時間} - \text{年間基準 EPG 取得動作時間}) \\ + (\text{EPG 取得動時消費電力}) \times (\text{年間基準 EPG 取得動作時間})$$

※網掛け部分を今回追加。

※年間基準 EPG 取得動作時間および EPG 取得動時消費電力は機器により異なる。

(2) 対象機器の拡大に伴う「区分名」の見直し

①液晶テレビ

- ・直視型の LED バックライトを使用した液晶テレビを対象に追加。（従来は、蛍光管バックライトに限定）
- ・液晶テレビの普及に応じて、区分名の付け方を以下のとおり見直す。

具体的には、液晶テレビの商品選択において、重要な要素となる「動画表示」を追加。一方、区分が細かくなりすぎ、消費者に混乱を与えないよう「アスペクト比」、「機能」を廃止する。

区分	現 状	改定案	補足説明
アスペクト比 (画面のと横の長さ)	4 : 3 16 : 9	廃止	表示しなくても、製品を見れば明らかのため。

の比)			
画素数	垂直方向の画素数により3区分	フルHD それ以外	最も画素数の低い区分の製品が販売されなくなったため。
受信機型サイズ	15V型未満 15V型以上	19V型未満 19V型以上 32V型未満 32V型以上	受信機サイズの境界値は現状等を勘案し変更。
動画表示(新規)	—	ノーマル 倍速 4倍速	動画の動きのなめらかさを表す指標。4倍速の方がなめらか。
機能	DVD再生機能の有無	廃止	「付加機能」に統合。
付加機能	アナログ、デジタル放送対応の別、付加機能の数の別	付加機能の数(0~3)	区分が細分化され複雑になるのを防ぐため、特定の機能に注目せず、機能の数だけで区分を分ける。

②プラズマテレビ

- ・フルHDのプラズマテレビを新たに対象に追加。
- ・液晶テレビの動画表示4倍速の区分に統合する。

区分	現状	改定案	補足説明
画素数(新規)	—	フルHD それ以外	フルHDの製品が新たに普及したためフルHDとそれ以外に区分。
受信機型サイズ	43V型未満 43V型以上	19V型以上 32V型未満 32V型以上	受信機サイズの境界値は現状等を勘案し変更。
付加機能	—	変更なし	

(参考1) 現状の区分名について

表1 液晶テレビの区分名

アスペクト比	画素数	受信機型サイズ	機能	付加機能	区分名
4:3	垂直方向の画素数が650未満	15V型未満	DVD再生機能のみ有するもの以外のもの	下記以外のもの	BA
				付加機能を1つ有するもの	BB
			付加機能を2つ有するもの	BC	
			DVD再生機能のみ有するもの	BD	
		15V型以上	DVD再生機能のみ有するもの以外のもの	下記以外のもの	BD
				HDDを有するもの	BE
			DVD再生機能のみ有するもの以外のもの	下記以外のもの	BF
				付加機能を1つ有するもの	BG
	DVD再生機能のみ有するもの	付加機能を2つ有するもの	BH		
		下記以外のもの	BI		
	HDDを有するもの	HDDを有するもの	BJ		
		垂直方向の画素数が650以上	15V型未満	DVD再生機能のみ有するもの以外のもの	下記以外のもの
	付加機能を1つ有するもの				BL
	付加機能を2つ有するもの			BM	
DVD再生機能のみ有するもの	BN				
15V型以上	DVD再生機能のみ有するもの以外のもの		下記以外のもの	BP	
			付加機能を1つ有するもの	BQ	
	付加機能を2つ有するもの		BR		
	DVD再生機能のみ有するもの		BS		
HDDを有するもの	BT				

		有するもの			
16:9 (ワイド)	垂直方向 の画素数 が650 未満		アナログ放送のみ受信可能で下記以外 のもの	BU	
			付加機能を1つ有するもの	BV	
			付加機能を2つ有するもの	BW	
			デジタル放送を受信可能で下記以外 のもの	BX	
			付加機能を1つ有するもの	BY	
			付加機能を2つ有するもの	BZ	
		付加機能を3つ有するもの	BAA		
	垂直方向 の画素数 が650 以上1080 未満			アナログ放送のみ受信可能で下記以外 のもの	BBB
				付加機能を1つ有するもの	BCC
				付加機能を2つ有するもの	BDD
				デジタル放送を受信可能で下記以外 のもの	BEE
				付加機能を1つ有するもの	BEF
付加機能を2つ有するもの				BGG	
	付加機能を3つ有するもの	BHH			
垂直方向 の画素数 が1080以 上			下記以外のもの	BI I	
			付加機能を1つ有するもの	BIJ	
			付加機能を2つ有するもの	BKK	
			付加機能を3つ有するもの	BLL	

表2 プラズマテレビの区分名

受信機型サイズ	付 加 機 能	区分名
43V型未満	下記以外のもの	CA
	付加機能を1つ有するもの	CB
	付加機能を2つ有するもの	CC
	付加機能を3つ有するもの	CD
43V型以上	下記以外のもの	CE
	付加機能を1つ有するもの	CF
	付加機能を2つ有するもの	CG
	付加機能を3つ有するもの	CH

(参考2) 品質表示例

年間消費電力量 119KW/年

区分名 B T

受信機型サイズ 1 5 V 型

使用上の注意

- ・ 使用の方法に関する注意事項
- ・ 点検・手入れに関する注意事項
- ・ 設置に関する注意事項

○×△エレクトロン(株)